

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 8 年 3 月 25 日付け松江市監査委員告示第 5 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育長から措置等を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 8 年 5 月 28 日

松江市監査委員 三 島 康 夫

松江市監査委員 宮 内 浩 二

松江市監査委員 米 田 ときこ

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 指摘事項等の再発防止等について</p> <p>昨年度の工事監査においても、指摘事項等の再発防止対策の徹底を求めたところであるが、残念ながら今回も設計・積算の各工程での項目、数量や各種基準の改定項目が正しく取り扱われていなかったため、根本的な原因を究明して再発防止に努められたい。また、工事の安全管理について、事故防止のため十分注意して施工監理を行っていただきたい。</p> <p>(建設工事監理室)</p>	<p>1 指摘事項等の再発防止等について</p> <p>工事監査において指摘された事項は、建設関係部署で構成する建設工事監理ワーキングにおいて情報共有を図っていますが、未だ徹底できていない状況にあります。このことは積算等の研修が不十分であったことが原因であると考えています。今後は、建設工事監理ワーキングにおいて改めて指導を行い、これ以外にも積算に特化した研修を開催するほか、指摘事項の事例集を作成しいつでも確認ができるようにするなど、様々な手法で周知を図り再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>また、工事の安全管理につきましては、着手前に施工計画を十分に確認し、現場立会や施工体制点検など現場に出向いた際には、現場での安全管理を確認し受注者への指導徹底を図るよう周知するとともに、工事検査時において実施の有無を確認し指導を図ってまいります。</p> <p>(建設工事監理室)</p>

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>2 土木工事</p> <p>(1) 市道金井谷線道路改良工事 現場打小口止コンクリートの積算において、施工単価には型枠の製作・設置・撤去の費用が含まれているが、別途、型枠の施工費が計上されており過大な積算となっていた。(道路課)</p> <p>(2) 市道福浦法田線道路改良その16工事 大型土のう製作・設置について、単価表に示されている購入土(土砂)の数量及び単価は、それぞれ「ほぐした土量」のものであるが、設計書で示されている単価は「地山土量」のものとなっていた。 購入土を使用する場合は、購入単価が「ほぐした土量」、「地山土量」のどちらのものであるかを事前に確認する必要がある。(道路課)</p> <p>(3) (都) 揖屋馬潟線整備事業に伴う污水管布設替補償工事 調査費の積算(積上げ計算)において、業務委託積算基準に準じた諸経費(事業損失防止施設費及び技術管理費)が未計上であった。成果品の品質確保に係ることなので注意が必要である。 (上下水道局施設整備課)</p> <p>(4) 上根尾上農道改良その6工事 転倒の恐れがある擁壁の裏で裏込め砕石工を施工していたが、この作業により作業員に危険が生じる可能性があるだけでなく、万一事故が発生した場合は、施工業者が大きな損害を被り、発注者においても突発的な事務処理が生じ、工事の進捗に支障を来すこととなるので、事故防止のための適切な施工計画書策定や受注者への指導が必要となる。 (農林基盤整備課)</p>	<p>2 土木工事</p> <p>(1) 市道金井谷線道路改良工事 監査結果について、課内で周知を行うとともに、令和7年8月18日に開催した第1回建設工事監理ワーキングの場において情報共有し、適切な積算の徹底を図りました。(道路課)</p> <p>(2) 市道福浦法田線道路改良その16工事 監査結果について、課内で報告するとともに、島根県の積算事例を参考に間違えにくい積算方法例を作成し、適正な積算を徹底するよう周知いたしました。 (道路課)</p> <p>(3) (都) 揖屋馬潟線整備事業に伴う污水管布設替補償工事 今後は、工事に付随する調査費の諸経費において適切に計上するよう周知するとともに、あらためて発注時の確認の徹底を図ります。 (上下水道局施設整備課)</p> <p>(4) 上根尾上農道改良その6工事 今後は適切な施工となるよう事前に提出される施工計画書へ詳細な施工手順の記入を求めるなど、受注者への指導を行い、再発防止に努めます。 (農林基盤整備課)</p>

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(5) 令和3年災害道町伊野谷川河川災害復旧工事 常時排水で口径150mmのポンプを3台計上してあったが、排水方法、排水量等積算根拠を整理しておかれない。 (河川課)</p>	<p>(5) 令和3年災害道町伊野谷川河川災害復旧工事 排水方法、排水量等については工事着手後の現地状況に合わせて使用した数量を積算計上しましたが、今後は排水方法、排水量等積算根拠を整理し、積算根拠資料等に記載することとします。 (河川課)</p>
<p>3 建築工事</p> <p>(1) 川津小学校プール改修工事、令和6年度恵曇保育所屋根防水改修工事 教育施設（特に初等教育）での工事においては、児童・生徒への配慮（安全対策や工事中の騒音・振動・粉塵・匂い等）が必要となるので、設計段階及び工事前に施設管理者への説明や協議を行い、工事用仮設に反映させるようにされたい。 (学校管理課) (保育所幼稚園課) (公共建築課)</p> <p>(2) 令和6年度恵曇保育所屋根防水改修工事 ① 設計業務に先立ち調査業務を別途発注されているが、その必要性について工事内容によって検討すべきかと思われた。 ② 工事により発注図から変更があった場合、完成図に反映させるようにされたい。 (保育所幼稚園課) (公共建築課)</p> <p>(3) 建築工事共通 ① 既存施設の改修にあたっては、施設ごとの長寿命化に資する保全計画を作成し、計画的に実施されたい。 ② 工事用仮設において指定した電力・水などの施設管理者へ使用料を支払うべき事項については、施工者から精算報告をさせるようにされたい。 (公共建築課)</p>	<p>3 建築工事</p> <p>(1) 川津小学校プール改修工事、令和6年度恵曇保育所屋根防水改修工事 児童・生徒への配慮については、設計段階で把握すべき事項、説明すべき事項について、工事前に施設管理者と十分な協議・打合せを行い、今後設計する工事から反映いたします。 (学校管理課)</p> <p>設計段階で把握すべき事項、説明すべき事項について、工事前に施設管理者と十分な協議・打合せを行い、今後設計する工事から反映いたします。 (保育所幼稚園課) (公共建築課)</p> <p>(2) 令和6年度恵曇保育所屋根防水改修工事 ① 今後は、工事内容に応じて調査業務の必要性を検討いたします。 ② 今後は、変更内容を適切に整理し、完成図へ反映いたします。 (保育所幼稚園課) (公共建築課)</p> <p>(3) 建築工事共通 ① 既存施設の改修にあたっては、公共施設適正化計画に基づき、各施設の長寿命化に資する保全計画の作成をサポートし、計画的に実施してまいります。 ② 工事用仮設の使用料については、工事完了した時点で、施工者から適切に精算報告をさせるようにいたします。(公共建築課)</p>